

令和 8 年度

試験名：編入学試験【政治学】

【 社会・国際学群 社会学類】

区 分	標準的な解答例又は出題意図
専門科目	<p>問 1、問 2 ともに、標準的な政治学の教科書に記載されている地方自治についての基礎的知識と論理的思考力を問う内容となっている。以下に標準的な解答例を示す。なお、問 2 の解答例で挙げている地方分権のメリットとデメリットは一例に過ぎない。地方分権のメリットとしては、地方政府の多様性の確保の他に、地方政府のアカウンタビリティの向上や政治参加の促進、デメリットとしては、地方政府間での資源格差の拡大の他に、地方政府間での資源の奪い合いが生じる可能性など様々な点を挙げることができるため、解答例とは異なる説明であっても論理的に整合性のある論述については評価対象とする。</p> <p><b>【問 1 の解答例】</b></p> <p>地方分権とは、様々な権限や資源を中央政府から地方政府へ移譲し、地方政府が自律的に意思決定できる範囲が広い状態を指す。地方分権のあり様は、地方政府へ移譲される各資源に着目する形で「政治的分権」「行政的分権」「財政的分権」という三つの側面から観察、整理することができる。</p> <p>第一の政治的分権とは、執政権の一部を中央政府から地方政府に移すことを意味する。政治的分権の一例として、地方政府の首長を住民による選挙で選出する状態を挙げることができる。たとえば日本では、戦前において府県知事は住民による選挙ではなく国から派遣されていた。このような官選知事制度が、1947 年の地方自治法改正により、住民の選挙によって知事を選出する公選知事制度へと変更されたことは、政治的分権の進展と評価することができる。</p> <p>第二の行政的分権とは、中央政府が実施すべきとされていた機能を地方政府に移し、地方政府の活動量を増大させることを意味する。たとえば日本では、2000 年に地方分権一括法が施行され機関委任事務が廃止されたことに伴い、地方公共団体の事務が自治事務や法定受託事務といった分類に変更された。その際、もともと国の事務だった機関委任事務の約 55%が地方公共団体の事務である自治事務に変更されたことは、行政的分権の進展と評価することができる。</p> <p>第三の財政的分権とは、中央政府の税源の一部を地方政府の税源へと移すことを意味する。つまり、国税として徴収していた税金を地方税にするということである。たとえば日本では、2002 年以降に三位一体の改革として国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革と合わせて、国から地方への税源移譲が検討され、最終的に国から地方への 3 兆円の税源移譲が決定された。これは財政的分権の進展と評価することができる。ただし、三位一体の改革で国庫補助負担金や地方交付税が大幅に削減されたことから、国から地方への再分配機能が弱まったことで地方公共団体間の格差が拡大したとの評価も一部でなされている。</p> <p><b>【問 2 の解答例】</b></p> <p>地方分権のメリット及びデメリットについては、様々な点が指摘されているものの、ここではそのメリットとデメリットについて一つずつ論じる。</p> <p>まず、地方分権のメリットとして、地方政府ごとの多様性が確保されることを挙げることができる。中央集権体制のもとでは、全国一律の政策が実施されるため、地域の特性や住民のニーズが十分に反映されにくい。これに対して地方分権が進めば、各地方政府はそれぞれの地域社会の実情を統治に反映させることができ、住民のニーズに即した政策を設計できるようになる。このように、地方分権には各地域の実情に即した統治の実効性を高めるというメリットがある。</p> <p>対して、地方分権のデメリットとして、地方政府間の人口や財政資源に関する格差が拡大する恐れを挙げることができる。たとえば財政的分権が進展している場合、税収の多い大都市圏と税収の少ない地方圏とで財政格差が生じ、その結果、</p>

行政水準に差が生じやすくなる。

以上のように、地方分権には、地域の多様性を活かした統治や政策形成が可能になるといったメリットがある一方で、地域間格差の拡大といった問題が生じるデメリットも内在している。